

公告第 420 号

道路補修業務事業者を、次のとおり公募する。

令和 8 年 1 月 29 日

郡山市長 椎根 健雄

第 1 道路補修業務事業者公募に付する事項

1 業務委託名	道路補修業務委託 片平・熱海地区
2 施行場所	郡山市片平町 外 地内（詳細は別添「エリア図」のとおり）
3 契約期間	契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
4 履行期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
5 業務概要	道路施設の小規模維持補修業務
6 支払条件	単価契約による案件払

第 2 契約手続に関する日程等

内容	日時（期間）	手続方法等
1 契約条件書の貸出期間	公告の日から 令和 8 年 2 月 10 日（火） 午後 5 時 15 分まで	契約条件書貸出申出書を提出
2 契約条件書に関する質問期間	公告の日から 令和 8 年 2 月 4 日（水） 午後 5 時 15 分まで	契約条件書質問書を提出
3 質問に対する回答期限	令和 8 年 2 月 6 日（金）まで	郡山市ウェブサイトにおいて回答を公表
4 契約締結申込期間	公告の日から 令和 8 年 2 月 10 日（火） 午後 5 時 15 分まで	契約申出書等を提出
5 契約資格確認結果通知期限	令和 8 年 2 月 24 日（火）まで	書面により通知

第 3 業務対象範囲

本公告中第 1 の 2 に定める範囲内で郡山市建設構想部道路保全課が管理する道路施設全てを対象とする。

#### 第4 契約を締結する者に必要な資格

本業務委託の契約を締結する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 令和7・8年度の土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事について、郡山市の工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- 3 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（資格確認結果通知日までに指名停止等の要件に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかつたものとみなす。
- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（以下「通知書」という。）を有する者であること。
- 7 本公告中第1の2に定める範囲内に本店を有する者であること。
- 8 契約申出書の提出日の3か月以上前から契約申出者との雇用関係が継続している者を本業務委託における業務責任者に選任できること。

#### 第5 契約条件書の貸出

契約を希望する者（契約締結に必要な資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「契約希望者」という。）は、契約条件書貸出申出書（郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。）を持参により提出の上、次のとおり本業務委託に係る契約条件書の貸出を受けることができる。

- (1) 期間 公告日から令和8年2月10日（火）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 場所 郡山市建設構想部道路保全課（郡山市役所本庁舎4階）

#### 第6 契約条件書に対する質疑応答

- 1 契約条件書に対する質問がある場合は、契約条件書質問書（郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。）を公告日から令和8年2月4日（水）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）に郡山市建設構想部道路保全課に持参により提出するものとする。
- 2 質問に対する回答は、郡山市ウェブサイトにて公表する。

## 第7 契約の申込み

- 1 契約希望者は、契約条件書の内容を確認し同意した後、郡山市所定の契約申出書及び施工体制提案書（以下「契約申出書等」という。）を市長に持参により提出しなければならない。（契約申出書等は郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。）
- 2 契約申出書等の受付
  - (1) 期間 公告日から令和8年2月10日（火）まで（市の休日を除く。）
  - (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (3) 場所 郡山市建設構想部道路保全課（郡山市役所本庁舎4階）

## 第8 契約保証金

免除とする。

## 第9 契約資格の確認及び契約者の決定

- 1 市長は、契約希望者から提出された契約申出書等の審査を行い、契約資格があると認めたときは、その者を契約者と決定し、その結果を通知するものとする。
- 2 審査の結果、契約希望者に契約資格がないと認められたときは、その結果を通知する。
- 3 1及び2の手続は、契約申出書等を提出した全ての者を対象として実施し、契約資格があると認められた者全てと契約を行う。

## 第10 契約締結及び契約書の作成

- 1 契約者の決定後、速やかに行われなければならない。
- 2 本件は、電子契約により締結できるものとする。
- 3 契約者は、電子契約による締結を希望する場合、契約資格の審査結果通知後に電子契約同意書兼メールアドレス申出書を郡山市へ提出するものとする。
- 4 契約書は郡山市が作成するものとする。
- 5 契約決定から契約締結までの間に、契約者が次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - (1) 本公告中第4に掲げる要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）
  - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 6 5の規定により契約を締結しなかった場合に生じる損害については、郡山市は一切の責めを負わないものとする。

## 第11 その他

- 1 本件は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）に規定する公契約であることから、当該条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。
- 2 その他不明な点については、郡山市建設構想部道路保全課（電話024-924-2301）まで問い合わせること。